

この一覧表は、令和7年12月時点で利用可能な行政サービスと問い合わせ先を掲載しています。

市町村名

五所川原市

青森県パートナーシップ宣誓書受領証の提示等で利用できる市町村の行政サービス

No.	行政サービス等の内容	関連するURL	受領証の提示 (該当するものに○)		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	罹災証明書(火災以外)の交付	https://www.city.goshogawara.lg.jp/kurashi/bousai/risaisyoumei.html		○	防災管理課	0173-35-2111	
2	税証明書の交付	-		○	税務課	0173-35-2111	受領証の提示がない場合でも利用できるサービス ※委任状等の提出や代理人の本人確認書類を提示することにより利用できます。
3	市・県民税の申告	-		○	税務課	0173-35-2111	受領証の提示がない場合でも利用できるサービス ※関係性を聞き取ることで利用できます。
4	税証明書(納税証明書)の交付	https://www.city.goshogawara.lg.jp/kurashi/zeikin/zeishomei.htm		○	収納課管理係	0173-35-2111 (内線2272、2273)	受領証の提示がない場合でも利用できるサービス ※委任状の提出及び代理人の本人確認書類の提示が必要
5	市営住宅の入居申し込み	https://www.city.goshogawara.lg.jp/kurashi/sumai/shiejyuuutaku	○		建築住宅課	0173-35-2111 (内線2657)	
6	パートナーの治療や検査行為の同意	-	○		五所川原市国民健康保険市 浦医科診療所	0173-62-2009	
7	要介護・要支援認定の申請	-		○	介護福祉課	0173-35-2111	受領証の提示がない場合でも利用できるサービス ※親族以外でも申請可
8	避難行動要支援者名簿登録申請手続き	https://www.city.goshogawara.lg.jp/kurashi/bousai/2016-0127-		○	福祉政策課	0173-35-2111 (内線2492)	受領証の提示がない場合でも利用できるサービス
9	住民票の写しの交付	-		○	市民課	0173-35-2111	受領書の提示がない場合でも利用できるサービス ※委任状等の提出や代理人の本人確認書類を提示することで、 パートナーシップを宣誓された方であっても、従来から家族や親族、又は第三者の請求と同様の取り扱いを実施しています。
10	戸籍証明書等の交付	-		○	市民課	0173-35-2111	
11	印鑑登録・印鑑登録証明書の交付	-		○	市民課	0173-35-2111	